

令和3年11月2日

職員の懲戒処分について

小海町教育委員会に在籍していた係長が、一般会計の公金を詐取、横領していたことが判明し、令和3年10月29日付けにて、当該職員を懲戒免職処分としました。

全体の奉仕者である町職員が絶対にあってはならない事件を起こし、町民の皆様、関係者の皆様の信頼を著しく損なうこととなり、誠に申し訳なく心からお詫びを申し上げます。

なお、今後の対応については、顧問弁護士と協議しながら慎重に進めてまいります。

1. 事件の概要

当事者本人は、今年の8月から10月までの間で、虚偽の請求書を作成、上司の印を許可なく使用して一般会計の支出伝票を作成、歳計外の準公金の通帳に振込をさせて、金融機関の窓口において現金で払い戻しをし、着服した。この行為を12回行い着服した額は231万円にのぼり、主に遊興費により生じた借金の返済に充てたとのことです。231万円については返済されております。

2. 処分内容等

(1) 当事者

当事者本人	総務課付係長 (前教育委員会義務教育係長) 40歳代 男性	懲戒免職
-------	-------------------------------------	------

(2) 管理監督者等

管理監督者	教育次長	減給10%1か月
出納関係者	会計管理者	減給10%1か月
	総務課長	減給10%1か月
	会計係長	訓告

3. 今後の対応策

①当該歳計外通帳の廃止と歳計外事務処理の一括管理 ②すべての債権者及び振込先の登録と審査の徹底 ③請求書の内容等の確認方法の検討などにより同じようなことが起こせないシステムを構築してまいります。

4. 特別職の責任

特別職・管理者としてその責任を重く受け止め、自らの給料の減額を議会に提案するものです。

町長 減給20% 2か月

副町長 減給10% 2か月

教育長 減給10% 2か月

5. 町長の謝罪

この度、前教育委員会係長が公金を詐取、横領するという、決してあってはならない事案が発生したことに対しまして、極めて遺憾に思うところで、誠に申し訳ございませんでした。

なぜ起きてしまったのか、どうして防ぐことができなかったのか、今後しっかり検証を行い、このような不祥事が二度と起きないように再発防止に取り組むとともに管理職及び全職員が綱紀粛正と服務規則の徹底に努め信頼の回復に向けて全力で公務に取り組んでまいります。

町政を預かる町長として、町民の皆様を重ねて心から深くお詫びを申し上げます。

〒384-1103 長野県南佐久郡小海町豊里 57-1
小海町役場 総務課 総務係
TEL 0267-92-2525 (代) FAX 0267-92-4335